

平成 20 年 12 月 8 日

各 位

テクノマックス株式会社
代表取締役 本田 和宏

民事再生手続終結のご報告と御礼

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成 19 年 9 月 27 日に民事再生手続開始を申し立て、平成 20 年 5 月 14 日に東京地方裁判所より再生計画の認可決定を受け、以来全社一丸となって再生に向け全力を挙げてまいりましたが、この度平成 20 年 12 月 2 日に東京地方裁判所より民事再生手続が終結した旨のご決定を頂くことができました。

これも、ひとえに皆様方のご支援ご理解の賜物と深く感謝し、衷心より御礼申し上げます。

また、今後も皆様より賜りましたご厚誼に報いるため、社員一同全力を尽くす所存でございますので、相変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

先ずは略儀ながら御礼かたがたご挨拶申し上げます。

敬具

平成19年（再）第183号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都江東区亀戸一丁目8番7号
再生債務者 テクノマリックス株式会社
代表者代表取締役 小森 重信

主 文

本件再生手続を終結する。

理 由

本件再生計画は遂行されたので、主文のとおり決定する。

平成20年12月2日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 内 田 博 久

裁判官 五十嵐 章 裕

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 田 村 光希雄

